

令和5年度災害復旧工事における現場代理人兼務要件の緩和について

1 対象工事

令和5年度発生 of 豪雨に係る市発注の災害復旧工事等
 令和6年1月1日の能登半島地震に係る市発注の災害復旧工事等

2 緩和内容

対象工事を含む場合は、同一の現場代理人の兼務工事件数に算入しない。
 ただし、『現場代理人等兼務届』は、従来通り提出すること。

現場代理人	現行	緩和
	以下の要件をすべて満たす場合 (a) 工事施工箇所が小矢部市内であること (b) 3件以内 (c) 工事現場の運営、取締り等 (d) 連絡体制確保 (e) 発注者が求めた際の対応	以下の要件をすべて満たす場合 (a) 工事施工箇所が小矢部市内であること (b) 災害復旧工事を除き3件以内※ (c) 工事現場の運営、取締り等 (d) 連絡体制確保 (e) 発注者が求めた際の対応

(a) 工事現場が小矢部市内であること

※(b) 兼務する工事の件数は、災害復旧工事は件数に算入しない。対象工事以外の工事は、他の発注機関の工事を含め3件までであること

(c) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと

(d) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること

(e) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること

(f) 主任技術者の兼務等は、建設業法の規定に従うこと

3 特記仕様書への明示例

第〇条（現場代理人兼務要件緩和の対象工事に該当する場合）

本工事における現場代理人の別工事との兼務について、兼務できる工事の件数には、災害復旧工事は算入しない。（災害復旧工事以外の公共工事は、3件までとする。）

ただし、兼務する工事に他の発注機関の工事が含まれる場合、その発注機関に兼務が可能か否か事前に確認し、承認を受けるものとする。